

第25期第21回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和7年4月7日(月曜日) 13:28~14:41

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	岡田悦明	第11番	田坂健次
第2番	安藤育雄	第13番	小野春雄
第3番	藤田幸正	第14番	伊藤繁次郎
第4番	塩見敏夫	第15番	真鍋篤俊
第5番	村上壽一	第16番	土岐典子
第6番	横井直次	第17番	渡邊勝俊
第7番	寺尾俊行	第18番	石川千壽子
第8番	星加誠	第19番	山口三七夫
第9番	藤田隆		

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	矢野一臣	第8番	神野明仁
第2番	近藤孝志	第9番	近藤美喜男
第3番	加藤宏司	第10番	千葉英明
第4番	永易博隆	第11番	土岐秀男
第5番	小野義尚	第13番	高橋秀実
第6番	井下八郎	第14番	神野鉄治
第7番	神野伸二		

(3) 欠席委員

第10番	田村伊佐雄	第12番	飯尾博光
------	-------	------	------

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	原道樹	事務局次長	竹林啓
事務局次長	中島康治	主任	井上貴清

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係 令和7年度最適化活動の目標設定等について



13時28分開会

【原事務局長】

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員17人、推進委員13人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。

それでは、会長よろしくお願ひいたします。

【藤田会長】

皆さん、こんにちは。桜が満開の心がうきうきするような季節になってまいりました。昔から暑さ寒さも彼岸までといわれます。彼岸が終わり厳しい寒さもありましたが、順調に暖かくなり、よい季節となりました。暦の上では清明が過ぎ、やがて穀雨を迎えます。

特にこの4月、先程人事異動のあいさつもありましたように、年度当初には色々なことが変わります。使用貸借の関係が農業委員会事務局から中間管理機構に移りましたし、毎月この場に出てくる農地法第3条の農地の移動等につきましても、2年前に下限面積要件（3,000㎡）が廃止されてから、誰でも農地を耕作できる仕組みに変わり、ちょうどこの4月で3年目を迎えることとなります。初年度は少なかったですが、後半から昨年度にかけて新規就農、小面積での農地取得、利用権設定等々よく出てきます。皆さんには、その際に十分な審議をして決定していただきたいと思っております。もし不明な点、疑問点があればお尋ねください。それにより、他の委員さんの理解を深めるきっかけにもなります。

地域との調和要件につきましても、田に水を入れる際に水の管理をしない、草を生やして周囲に迷惑をかける、土地改良区の井出さらいに参加しないということになると、懸念が残りますし、これは非常に大事なところではないでしょうか。

中間管理機構を通じて農地の貸し借りが増加していく中、適地適作という言葉がありますが、皆さんよくお分かりのとおり、それなりのところにはそれなりのものを作る方が望ましいのではないのでしょうか。そういったことにも気を付けてお話をさせていただくほか、優良農地を残して次世代の人に受け継いでいただくというようなことが我々農業委員会の仕事です。新たに地域農業を支えようとする方々には、一緒になって御指導

願えたらと思います。

それでは、ただいまから第21回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、本日の議題につきましては、農地関係が議案第1号から第5号まで、農政関係は「令和7年度最適化活動の目標設定等について」と「令和6年度農業委員会業務報告について」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において山口三七夫委員と岡田悦明委員を指名いたします。両委員さんよろしく願いいたします。

それでは、これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号から第3号までは決議事項、第4号及び第5号は意見事項となっております。加えまして、参考事項が1件ございます。

1ページを御覧ください。

議案第1号「農地の使用貸借権設定について」と3ページ、議案第2号「農地の賃貸借権設定について」は関連しておりますので、併せて議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第1号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の使用貸借権設定で、申請件数は2件でございますが、先程会長から説明がありましたとおり、議案第2号農地の賃貸借権設定の3件につきましても、譲受人が同一ですので、一括して説明させていただきます。

2ページをお開きください。

使用貸借権については3番及び4番の2件で、八幡一丁目及び宇高町五丁目、田2筆及び畑1筆の合計面積3,341㎡、続いて4ページをお開きください。

賃貸借権設定については2番から5ページ4番までの3件で、宇高町二丁目、宇高町四丁目及び八幡一丁目、田5筆の合計面積4,973㎡、譲受人は1-1さん。譲受人は、昨年より9反6畝ほどの農地を耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、申請地を借り受ける計画で申請が提出されたもので、作付けはサツマイモを予定しているとのことです。

以上の事案につきましては、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙1に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

御審議の程よろしく願いいたします。

【藤田会長】

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明については、議案第1号3番及び議案第2号4番は加藤宏司委員から、議案第1号4番及び議案第2号2番及び3番は近藤孝志委員から、報告をいただきます。

まず、加藤宏司委員お願いします。

【加藤委員】

3月30日に現地調査にお伺いしました。譲受人にお会いすることはできませんでしたが、ほ場は3、4年間、耕作放棄地であったところ、今回ユンボで整地されていることを確認しました。境界は土畔等で明確になっておりましたので、問題はないと考えます。

譲受人が北内町から来られるということで、会長もおっしゃられていましたが、井出さらい、水路への水入れ、せき板の調整といった場面で、遠方から来られてそれだけの水の管理ができるかどうか、草を生やしたりしないかという点が心配なところです。面積が広いため、今後は新規や遠方の耕作者が増加することを考慮し、かつ、地域との調和要件でクレームが生じないようにする必要があるのではないのでしょうか。

御審議の程よろしく願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。続いて近藤孝志委員お願いします。

【近藤（孝）委員】

私の方も申請地を3月21日に回ってみました。申請地は保全管理できており、問題なく作付けできる状態でした。懸念事項として、農業経験が浅い譲受人とその家族が、既耕作地と併せた広大な面積を遠方から来て耕作することができるだろうかという点がございます。

なお、昨年度申請がありました宇高町三丁目の農地については、同日ユンボでおがして見ました。4月4日に見てみますと、柑橘の苗木が植えられていました。

御検討いただきまして、御意見ありましたらお願いします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、議案第1号3番及び4番、議案第2号2番から4番までについて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

【寺尾委員】

経験年数が全くないのは、先行きが心配ですね。

【近藤（美）委員】

経営の収支計画書の提出は求めないのですか。

不許可事由が見当たらないということでしたら、許可するしかないでしょう。

【井上主任】

現時点で不許可事由に該当するとはいえず、条件を付すこと、収支計画書の提出を求めることは困難と考えます。なお、使用貸借は自動更新ではありませんので、今後仮に事由に該当した場合は、そこで終了という形になります。

下限面積要件の廃止後、水利のことを十分に理解されていない方からの相談が多くありましたので、事務局の方で申請の際に農地利用の確約書の提出を求めるようにいたしました。確約事項の1つとして、「申請地の取得又は権利設定後は、地域の農業者や土地改良区等と十分に協調し、地域の用排水路等の共同利用施設の維持管理を善良に行い、維持管理等に要する経費が生じる場合はその負担に応じます。」との記載がございます。

【藤田会長】

他に御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農地の使用貸借権設定について」及び議案第2号「農地の賃貸借権設定について」を原案のとおり決定させていただきます。

6ページをお開きください。

議案第3号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第3号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、申請件数は2件です。

7ページを御覧ください。

21番、大生院字喜来、畑1筆、面積2,452㎡、譲受人は市内在住の3-1さん。

譲受人は現在1反9畝ほどの農地を家族で管理・耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、自宅及び既耕作地に隣接する申請地を取得するため、申請が提出されたもので、作付けは季節野菜を予定しているとのことです。

22番、沢津町二丁目、田1筆、面積671㎡、譲受人は市内在住の3-2さん。

譲受人は現在、申請地を含む4反3畝ほどの農地を管理・耕作しており、今回、小作地の自作化を目的に、申請地を取得する計画で申請が提出されたもので、作付けは引き続き水稲を予定しているとのことです。

以上、21番及び22番のいずれの事案につきましても、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙2の調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

御審議の程よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、21番は土岐典子委員から、22番は安藤育雄委員から、報告をいただきます。

まず、土岐典子委員お願いします。

【土岐（典）委員】

3月23日に推進委員の神野（鉄）さんと一緒に譲受人の父親にお会いしました。現地の確認と聞き取りを行いましたところ、現地は年に1度、所有者の方がJAに依頼して草刈りを行い、すぐに耕作可能だと判断いたしました。隣接する西側の田は、既に譲受人の父親が稲作を行っており、申請地の北側には畑を予定しているそうです。

譲受人は現在、学生なのですが、来年卒業後に地元に戻り、就職をしながら農業をしたいとのこと、特に問題はないと思います。

御審議よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。続いて安藤育雄委員お願いします。

【安藤委員】

3月26日に現地を確認しました。申請地は、譲受人が親の代から何十年も耕作（周辺の農地も譲受人の所有地）し、境界、水利、地域との調和要件すべてにおいて問題ありません。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、21番及び22番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

8ページをお開きください。

議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第4号は、農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用の申請で、申請件数は16件です。

9ページを御覧ください。

40番、宇高町五丁目、田1筆、譲受人は4-1さん。

内容は太陽光発電施設、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

41番、外山町、田1筆、譲受人は4-2さん。

内容は自己住宅1戸116.71㎡、一体利用地として宅地42.35㎡及び公衆用道路246.03㎡があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

42番、政枝町三丁目、田1筆、譲受人は4-3さん。

内容は建売住宅3戸305.43㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

10ページをお開きください。

43番、久保田町二丁目、田2筆、譲受人は4-4さん。

内容は貸し露天駐車場、一体利用地として宅地554.08㎡及び用途廃止の水路33.61㎡があり、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

44番、大生院宇戸屋鼻、田3筆、譲受人は4-5さん。

内容は露天資材置場、一体利用地として雑種地81.84㎡があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

45番、萩生字本郷、田1筆、譲受人は4-6さん。

内容は宅地分譲6区画、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、1,000㎡以上の土地に建築物を建設する予定であることから、都市計画法上の開発許可申請についても同時に申請されております。権利区分は所有権移転です。

11ページを御覧ください。

46番及び47番は譲受人が同一のため、一括して説明させていただきます。

下泉町一丁目及び下泉町二丁目、畑2筆、譲受人は4-7さん。

内容は太陽光発電施設、農地区分はいずれもその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

48番、中村二丁目、畑1筆、譲受人は4-8さん。

内容は倉庫1棟4,62㎡及び露天駐車場、一体利用地として、宅地42,10㎡があり、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

12ページをお開きください。

49番、船木字池田、畑1筆、譲受人は4-9さん外1名。

内容は自己住宅1戸99.99㎡、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

次の50番から13ページ52番までは譲受人が同一のため、一括して説明させていただきます。

船木字上長野及び船木字長野、田2筆及び畑1筆、譲受人は4-10さん。

内容は太陽光発電施設、農地区分はいずれもその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

53番、高田一丁目、田2筆、譲受人は4-11さん。

内容は自己住宅1戸88.60㎡、農地区分は農振農用地からの除外申請がされており、その他の農地である第2種農地となると判断され、権利区分は使用貸借権で期間は30年です。

54番、高田一丁目、田2筆、譲受人は4-12さん。

内容は自己住宅1戸108.48㎡、農地区分は農振農用地からの除外申請がされており、その他の農地である第2種農地となると判断され、権利区分は使用貸借権で期間は30年です。

14ページをお開きください。

55番、船木字高祖、畑2筆、譲受人は4-13さん。

内容は自己住宅1戸112.62㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

以上、40番から55番までのいずれの事案につきましても、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準について

も、認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。

御審議の程よろしく申し上げます。

【藤田会長】

以上、40番から55番までについて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

【渡邊委員】

44番については、太陽光発電にするために売買したと聞いておりましたが、（転用事由）露天資材置場になっているのはどうしてでしょうか。

【井上主任】

譲受人の事務所の後ろに太陽光発電がございまして、太陽光パネルを置く場所がないため、資材置場にするという形での申請書が提出されております。

【真鍋委員】

44番もそうですが、露天資材置場として申請しているところに、後から露天ではいけないからということで倉庫を建てるのは特に問題ありませんでしょうか。

【井上主任】

資材置場にして転用確認（この段階において転用の目的どおりに使用されているかどうかを確認する。）後は、実施的には農地法から外れてしまいますので、何か建築されても制限が難しくなっております。ただし、1,000㎡を超えるものにつきましては、愛媛県への報告対象となっております。愛媛県の方で調査に来ているものもあり、ある程度のチェックはできているものと考えます。国からは、3年間は転用の目的どおりに使用するよう通達が発出されております。

【藤田会長】

他に御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

15ページを御覧ください。

議案第5号「農地転用事業計画変更について」を議題に供します。事務局から議案の

説明をお願いします。

【井上主任】

議案第5号は農地転用事業計画変更申請で、申請件数は2件です。

16ページをお開きください。

4番及び5番は同一の許可内容からの変更で、申請者は5-1さんです。

変更内容といたしましては、当初建売住宅6戸として計画していたものを、建売住宅5戸及び建売倉庫1棟に変更するもので、変更の理由等については議案書に記載のとおりです。

以上、4番及び5番のいずれの事案につきましても、変更申請書及び添付資料を確認し、変更事由が転用事業者の故意又は重大な過失ではなく、変更後の転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることから、計画変更についてはやむを得ないものと考えます。

御審議の程よろしくをお願いします。

【藤田会長】

以上、4番及び5番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり承認相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第5号「農地転用事業計画変更について」を承認相当として県知事に意見を送付いたします。

続きまして、17ページを御覧ください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

～休憩～

【藤田会長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議案の審議に入ります。議案書目次をお開きください。

議案中、決議事項が1件、報告事項が1件となっております。

1ページを御覧ください。

議案第1号「令和7年度最適化活動の目標の設定等について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【原事務局長】

議案第1号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について説明させていただきます。令和7年3月3日の役員会での協議をもとに作成いたしました。

総会資料2ページをご覧ください。

令和7年度最適化活動の目標の設定等となっております。Ⅰは、農業委員会の状況でございます。次に、3ページをご覧ください。Ⅱは、最適化活動の目標でございます。最適化活動の成果目標として、(1)から(3)の3つの項目がございます。まず、(1)農地の集積については、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者への農地の集積目標でございます。令和3年10月に作成した新居浜市の基本構想で10年後に目指す集積率24.6%から算出し、今年度の目標を、新規集積面積15ヘクタールとしております。次に、(2)遊休農地の解消については、令和4年度の調査で判明した遊休農地面積85ヘクタールのうち、緑区分の28ヘクタールについて、令和4年度から4年かけて解消することを目標とするため、今年度の解消目標面積は昨年度と同様に7ヘクタールとなります。黄色区分については、基盤整備の計画を基に工程表を策定することが目標であるため、引き続き、市への要望を続けていきたいと思っております。次に、4ページを御覧ください。(3)新規参入の促進でございますが、農地の所有者から新規参入者に対する貸付等を行うことについて同意を得た農地を取りまとめて公表するものとなっていることから、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上にあたる面積2.7ヘクタールを目標としております。次に、最適化活動の活動目標でございます。(1)から(3)の3つの項目がございます。委員さんの活動についての目標になります。まず、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標でございますが、農業委員会全体として取り組む活動に加え、日常の農作業のための圃場(ほじょう)の行き来と併せて行う「農地の見守り」や「農家への声かけ」等の活動も含め、1月に行う1人当たりの活動日数を8日としました。次に、(2)活動強化月間の設定目標ですが、農林水産省経営局長通知により、活動強化月間として3か月以上を設定することを目標としているため、景観形成作物の播種作業を行う7月、8月、11月及び12月の4か月間を強化月間とし、遊休農地の解消を取り組み目標としています。最後に、(3)新規参入相談会への参加目標ですが、農業委員会は、都道府県、市町村等が実施する新規参入相談会に1名以上参加することを目標として設定するものとする。となっていることから、毎年2月頃に実施している新居浜市営農推進協議会による新規就農相談会に参加することとしております。今後の予定としましては、只今説明しました令和7年度最適化活動の目標の設定等を県知事へ報告するとともに、新居浜市ホームページにより公表することになります。

以上で提案説明を終わります。

御審議、よろしく願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

議案第1号について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号「令和7年度最適化活動の目標の設定等について」を原案のとおり決定させていただきます。

続きまして、報告事項に入ります。

5ページを御覧ください。令和6年4月から令和7年3月までの業務について報告します。まず、(1)会長報告、アの会議の出席状況につきましては、定例常設審議委員会が、毎月、えひめ共済会館で開催され、私が出席し、農地法第4条、5条等の許可事案に関する意見について審議いたしました。また、5月29日に全国農業委員会会長大会、11月28日に全国農業委員会会長代表者集会在それぞれ東京都で開催され、私が出席しました。次に、イの会議の内容につきましては、役員会を2回開催しました。続きまして、総会及び農政関係報告、農地関係報告等については、資料のとおりですので、後ほどお目通しください。

以上で業務報告を終わります。

ただいまの報告事項について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

【藤田会長】

以上をもちまして、議案の審議がすべて終了いたしました。以上をもちまして、第21回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

【原事務局長】

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員